

平成28年三重県議会定例会

予算決算常任委員会 総務地域連携分科会 提出資料

◎議案事項

議案第8号

平成28年度三重県一般会計予算（関係分）について  
（県税収入予算について） . . . . . 1

議案第33号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について  
議案第34号 } . . . 2  
現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第35号

県吏員職員退職諸給与支給条例の一部を改正する条例案について . . . . . 4

議案第70号

平成27年度三重県一般会計補正予算（第8号）（関係分）について  
（県税収入補正予算について） . . . . . 6

◎所管事項

- 1 平成28年度税制改正について . . . . . 7
- 2 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に  
基づく報告について . . . . . 9

平成28年3月14日  
総 務 部

議案第8号

平成28年度三重県一般会計予算（関係分）について

（県税収入予算について）

平成28年度県税収入については、2,494億5,000万円で、平成27年度県税収入当初予算に比べ38億9,800万円（前年度比1.5%の減）の減収になると見込んでいます。

主な要因は、個人県民税が個人所得の増加と配当所得の伸び等により、23億7,900万円（前年度比3.5%の増）の増収、法人二税については平成26年税制改正による税率変更が通年に渡って影響し、法人事業税が40億1,200万円（前年度比8.4%の増）の増収となる一方、法人県民税は17億8,700万円（前年度比19.1%の減）の減収に、地方消費税が原油価格の下落に伴う四日市港の輸入額の減少等により86億4,600万円（前年度比12.8%の減）の減収を見込んでいます。

なお、地方法人特別譲与税は全国の地方法人特別税収の減により23億7,800万円（前年度比8.4%の減）の減収を見込んでいます。

（単位：百万円、%）

税目	27年度 当初予算額 (A)	28年度 当初予算額 (B)	比較 (B)-(A)=(C)	前年度比 (%) (C)/(A)	主な増減理由 (28年度当初 / 27年度当初)
個人県民税	67,101	69,480	2,379	3.5	個人所得の増、特別徴収推進による徴収率上昇 ・配当所得の伸び
法人県民税	9,361	7,574	△1,787	△19.1	法人税割の税率引き下げの通年影響
県民税利子割	1,088	945	△143	△13.1	利子所得の減
個人事業税	2,008	2,152	144	7.2	個人所得の増
法人事業税	48,044	52,056	4,012	8.4	税率引き上げの通年影響
地方消費税	67,408	58,762	△8,646	△12.8	原油価格下落に伴う貨物割の減
不動産取得税	3,636	3,747	111	3.1	不動産取引の増
県たばこ税	2,087	2,071	△16	△0.8	たばこ消費数量の減
ゴルフ場利用税	1,843	1,753	△90	△4.9	課税対象者の減
自動車取得税	2,003	2,071	68	3.4	エコカー減税の見直しによる課税対象車両の増
軽油引取税	20,974	21,348	374	1.8	前年並み
自動車税	27,556	27,269	△287	△1.0	課税台数の減
鉾区税	3	3	0	0.0	前年並み
狩猟税	25	21	△4	△16.0	獣害対策税制の影響
産業廃棄物税	211	198	△13	△6.2	産業廃棄物の搬入量の減
県税計	253,348	249,450	△3,898	△1.5	
地方法人特別譲与税	28,401	26,023	△2,378	△8.4	地方法人特別税の税率引き下げによる全国税収の減
合計	281,749	275,473	△6,276	△2.2	
法人二税	57,405	59,630	2,225	3.9	
法人二税+地方 法人特別譲与税	85,806	85,653	△153	△0.2	

## 議案第33号

### 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について

## 議案第34号

### 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案について

#### 1 改正理由

人事委員会の議会及び知事に対する平成27年10月9日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定等を行うとともに、地方公務員法の一部改正に鑑み、等級別基準職務表等の規定を整備するものです。

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案については、一般職に属する職員の給与改定に準じ、現業職員の給料月額の改定を行うものです。

#### 2 改正内容

##### (1) 職員の給与に関する条例等の一部改正

###### ① 給料月額

一般職に属する職員、一般職の任期付研究員及び一般職の任期付職員の給料表を改めます。(行政職給料表 平均改定率 2.1%)

###### ② 初任給調整手当

医師・歯科医師に支給される手当月額の上限を367,600円(現行366,700円)に改めます。

###### ③ 期末・勤勉手当

一般職に属する職員の勤勉手当について、年間支給割合を特定管理職員(次長級以上)は100分の200(現行100分の190)に、特定管理職員以外は100分160(現行100分の150)に改めます。

また、一般職の任期付研究員及び一般職の任期付職員の期末手当について、年間支給割合を100分の315(現行100分の310)に改めます。

###### ④ 地域手当

県内地域の支給割合を条例に定める割合である100分の4.5(現行100分の4.5を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合(100分の4))に改めます。

また、県外地域及び医師・歯科医師の支給割合を国に準じて改めます。

###### ⑤ 単身赴任手当

手当月額を条例に定める額である30,000円(現行30,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額(26,000円))に改めます。

###### ⑥ 等級別基準職務表

職員の職務を給料表の各職務の級に分類する際の基準となる等級別基準職務表を定めます。

- (2) 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正  
一般職に属する職員の給与改定に準じ、現業職員の給料表を改めます。

### 3 実施期日

- (1) 給料月額、初任給調整手当及び県内地域の地域手当の支給割合の改定については、公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用します。
- (2) 期末・勤勉手当の支給割合の改定については、公布の日から施行し、平成 27 年 12 月 1 日から適用します。
- (3) 単身赴任手当、県外地域の地域手当の支給割合の改定及び等級別基準職務表については、平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

## 議案第35号

### 県吏員職員退職諸給与支給条例の一部を改正する条例案について

#### 1 改正理由

刑法の一部改正に伴い恩給法の一部が改正されたことに鑑み、規定を整備するものです。

#### 2 改正内容

##### (1) 刑法の一部改正

3年以下の懲役又は禁錮の刑に処する場合、現行制度では「刑期全部の執行(実刑)」又は「刑期全部の執行猶予」のいずれかの選択のみとなっていました。今回の改正により、「刑期一部の執行(実刑)後、一部の執行猶予」とする刑の一部執行猶予制度が導入されました。

##### (2) 恩給法の一部改正

恩給の支給については、恩給受給者が懲役又は禁錮の刑に処せられた場合の支給規定を定めており、刑法の一部改正に伴い、新たに規定が整備されました。

量刑等	恩給等
① 死刑又は無期若しくは3年を超える懲役若しくは禁錮の刑	権利消滅
② 3年以下の懲役又は禁錮の刑	
ア 刑期全部の執行(実刑)	支給停止
イ 刑期全部の執行猶予 (執行猶予が取り消されたときは執行)	支給 (支給停止)
ウ 刑期一部の執行(実刑)後、一部の執行猶予 (執行猶予が取り消されたときは執行)	執行中は支給停止、執行猶予中は支給(支給停止)

※二重線部分の規定を追加

##### (3) 条例の一部改正

条例による退隠料等の支給については、恩給法と同様の支給規定となっていることから、「刑期一部の執行(実刑)後、一部の執行猶予」を受けた場合の支給規定についても、恩給法と同様に規定の整備を行います。

#### 3 施行期日

刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行します。

(参考) 県吏員職員退職諸給与とは

国が恩給を支給する「官吏(かんり)」以外については、地方公共団体がそれぞれの条例で年金給付を行っています。

地方公務員の共済組合制度が設けられた昭和37年以前に退職した人やその遺族が支給対象となっており、三重県では、この条例に基づいて年金を支給しています。

条例で支給する主な年金

(1) 普通退隠料

一定年数以上在職した後に退職した者に支給する年金

(2) 扶助料

退隠料を受給していた者が死亡した場合に遺族に支給する年金

議案第70号

平成27年度三重県一般会計補正予算（第8号）（関係分）について

（県税収入補正予算について）

平成27年度県税収入については、今回の補正予算において48億7,100万円を増額し、補正後の県税収入額は、2,435億9,900万円と見込んでいます。

主な補正の内容は、県民税株式等譲渡所得割が株価の上昇に伴う譲渡所得の増加により23億1,000万円の増収、法人事業税が法人の好業績に伴い申告額が増加し17億1,600万円の増収、地方消費税は消費が好調に推移したことにより譲渡割が増加し13億6,000万円の増収、自動車取得税がエコカー減税の見直しによる課税対象車両の増加により8,400万円の増収を見込んでいます。

一方、県民税配当割が配当所得の伸び悩みにより2億9,000万円の減収、県民税利子割が利子所得の減少により1億2,800万円の減収、法人県民税が法人税割の税率引き下げの影響が大きく1億1,400万円の減収、自動車税は課税台数の減少により6,700万円の減収になると見込んでいます。

なお、地方法人特別譲与税は全国の地方法人特別税収の増により18億1,100万円の増収になると見込んでいます。

（単位：百万円、％）

税目	事項	補正前 予算額 (A)	最終補正額 (B)	補正後 予算額 (A)+(B)=(C)	対補正 前比(%) (C)/(A)	前年度 決算比 (%)	補正理由
個人県民税		68,641	2,020	70,661	102.9	102.0	
	うち県民税配当	3,270	△290	2,980	91.1	81.9	配当所得の伸び悩み
	うち県民税株式等譲渡所得割	402	2,310	2,712	674.6	130.6	株価の上昇に伴う譲渡所得の増
法人県民税		9,098	△114	8,984	98.7	84.5	法人税割の税率引き下げの影響が見込みより大
県民税利子割		1,088	△128	960	88.2	87.1	利子所得の減
法人事業税		40,079	1,716	41,795	104.3	103.7	3月決算法人の中間(予定)申告、その他法人の確定申告が見込みより増加
地方消費税		58,767	1,360	60,127	102.3	122.4	譲渡割 1,606百万(消費が好調) 貨物割 △246百万(輸入額の減少)
自動車税		27,556	△67	27,489	99.8	98.9	課税台数の減少
自動車取得税		2,331	84	2,415	103.6	166.9	エコカー減税の見直しによる課税対象車両の増加
その他の税		31,168	0	31,168	100.0	98.2	
県税計		238,728	4,871	243,599	102.0	105.3	
地方法人特別譲与税		28,401	1,811	30,212	106.4	90.6	全国の地方法人特別税の増加
合計		267,129	6,682	273,811	102.5	103.4	
法人二税		49,177	1,602	50,779	103.3	99.7	
法人二税 + 地方法人特別譲与税		77,578	3,413	80,991	104.4	96.1	

## ◎所管事項

### 1 平成 28 年度税制改正について

平成 28 年度税制改正大綱に示された県税関係の主な改正点は次のとおりです。

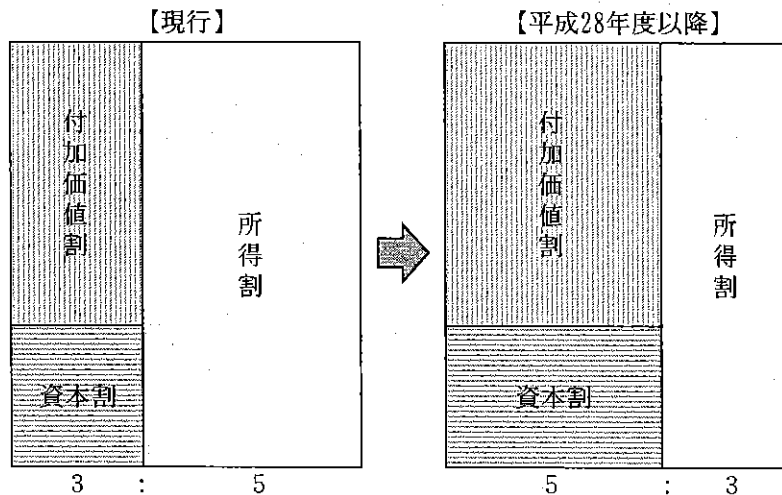
#### 1 法人課税

##### (1) 法人事業税

###### ① 外形標準課税の拡大【平成 28 年度から】

資本金（出資金）の額が 1 億円超の普通法人に導入されている外形標準課税（付加価値割・資本割）の法人事業税全体に占める割合を、現行の 8 分の 3 から 8 分の 5 に拡大します。

なお、所得割の割合は縮小されるため、税収中立となります。



###### ② 法人事業税の市町交付金の創設【平成 29 年度から】

法人事業税収の 5.4% を従業者数に応じて、県内各市町に交付する法人事業税交付金を創設します。

###### ③ 地方法人特別税・譲与税の廃止【平成 29 年度から】

偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの暫定措置として、平成 20 年度から導入された地方法人特別税及び譲与税制度を、平成 29 年度から廃止し、全額法人事業税へ還元されます。

##### (2) 法人県民税【平成 29 年度から】

地方法人課税の偏在是正のため、平成 29 年度から法人税割の税率を引下げ（県：3.2%→1%、市町：9.7%→6%）、地方交付税の原資となる地方法人税（国税）の税率を引上げ（現行：4.4%→H29 年度：10.3%）ます。

なお、一定規模の法人に対して課される超過課税分の税率は現行どおり 0.8% となります。



(3) 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の創設【平成 28 年度から】

県が行う地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して法人が行った寄附について、現行の寄附金の損金算入措置に加え、法人事業税、法人住民税及び法人税から税額控除を行う制度を創設します。

## 2 車体課税

(1) 自動車取得税の廃止と環境性能割の創設【平成 29 年度から】

平成 29 年 4 月から自動車取得税を廃止し、自動車税（県税）及び軽自動車税（市町村税）に新たに環境性能割を創設し、その税率は燃費基準値達成度に応じて決定します。

なお、自動車税環境性能割は従来の自動車取得税と同様に自動車の取得価額を課税標準とし、収税の一定割合を市町村へ交付する制度があります。

【乗用車（自家用）の場合】

対 象 車		税 率	
		自動車税	軽自動車税
電気自動車、燃料電池車、 プラグインハイブリッド車 天然ガス車、クリーンディーゼル乗用車		非課税	
ガ ソ リ ン 車	平成 32 年度燃費基準 + 10% 達成	1%	
	平成 32 年度燃費基準達成		
	平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成		
上記以外の車		3%	2%

(2) 自動車税のグリーン化特例（軽課）の見直し【平成 28 年度から】

グリーン化対象の基準の切り替えと重点化を行った上で1年間延長します。

## 3 消費税（国・地方）への軽減税率制度の導入【平成 29 年度から】

平成 29 年 4 月から消費税率が現行の 8% から 10% へ上げられますが、酒類及び外食を除く飲食料品と定期購読の新聞については、8% の軽減税率が適用されます。

なお、税率については、標準税率適用の場合は国分が 7.8%、地方分が 2.2%、軽減税率適用の場合は国分が 6.24%、地方分が 1.76% となります。

## 4 県税条例の改正について

地方税法の改正により、三重県県税条例の改正を予定しています。

2 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告について  
第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名: 総務部)

(単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
	地方税徴収力強化 事業費補助金	三重地方税管理回収機構 津市桜橋3丁目446-34 (県庁舎内)	15,000 (H28.4)	機構が平成27年度から実施している少額事案の滞納整理等について初期段階における経費の一部を補助する。	(目的) 県内全域で地方税収(個人県民税を含む。)の確保を促進する。  (根拠) 総務部関係補助金等交付要綱	①公共財 地方税に対する納税者の不公平感を払拭し、税の公平性を保つことで納税秩序を確立し、県民が自主申告・自主納税する社会を目指すことを県として支援することは公益性を有する。	税収確保課	総務費	徴税費	賦課徴収費	地方税収確保対策事業費